

■ Article ■ .....

平成29年度：事務年報（国税庁）

日税研副理事長 坂田 純一

一 はじめに

今上天皇のご譲位による新天皇のご即位(5月1日)をまぢかに控え、4月1日の閣議で新元号が「令和(れいわ)」と決まった。当日は、安倍首相が正午すぎ、「令和には、人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つという意味が込められている」などとする談話を発表した。新しい元号の「令和」は、日本の『万葉集』の「初春の令月にして 気淑く風和ぎ 梅は鏡前の粉を披き 蘭は珮後の香を薫らす」という一節から取られたもの。これまで247ある元号はすべて中国の古典(漢籍)からとられてきたが、今回、初めて日本の国書から選ばれた(日テレニュース24等)と、各マスコミからも大々的に報道された。「令和」は、出典とされる『万葉集』の「大伴旅人(665～731)の梅の花の宴の序文から引用したものである。「令和」という新時代が、国民の平和と社会生活が安寧となることを願っている。

さて、今月のメルマガ(利用料無料)は、「平成」最後の発信となる。本メルマガの開始は、平成19年1月であり、爾来、毎月15日に発信している。そして、その内容は、特にArticleを中心として税理士に対して、有益な税務情報や業務に関する会社法等他の法令などの新しい情報が中心となっている。今回、メルマガとして取り上げるテーマは、国税庁が毎年公表している「事務年報」である。直近(平成31年2月12日)に公表された「事務年報」は第67回となっている。ここでは、膨大な資料から税理士にとって興味あると思える一部分の記述を紹介する。なお、()内は、年報における掲載頁を示している。税理士として、数々の興味ある情報が満載の「事務年報」である。今後とも、毎年公表される「事務年報」をご一読されることを希望している。

二 「事務年報」について

「事務年報」は、藤井健志長官の「はしがき」に始まり、第1部「総説(1～2章)」、第2部「税務行政の現況(1～10章)」、第3部「税務行政の組織等(1～2章)」、また、「付録」として「1.用語の解説」、「2.付表」「3.参考資料」の総183頁となる。第1部第1章の冒頭で目を引くのは、「税務行政の将来像(3頁)」の記載があることである。これは平成29年6月23日に公表されたものであり、AI等の近未来的影響が税理士業務に及ぼすであろう税務行政の考え方が述べられている。ここでいう事務年度とは、国の会計年度とは異なり、毎年7月より翌年6月迄の間をいい、その間の国税庁の事務運営の状況や各種係数をいう。

最近の「取組状況」としては「スマートフォン等による電子申告など、申告・納付手続のデジタル化・ペーパーレス化に向けた取組のほか、マイナンバーや法人

番号をキーにした各種資料情報データの有効活用といった、調査・徴収事務でのICT・AIの活用に向けた取組」を紹介している。さらに、「納税者の利便性向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」に向けて、「国税情報システムの高度化を目指すこととし、そのイメージも掲載している。」とし、公表以来、具体的に実現した取組の紹介に加え、施策のイメージが具体化したものを言及している。

このことは、第2部「税務行政の現況」の第1章「申告、調査及び指導の状況」第1節「各税共通」「1. 資料情報事務(13頁)」からも見てとれる。「(2) 法定外資料の収集状況 法定外資料の収集は、各税事務の重点施策、地域の特性、経済情勢の変化等を踏まえ、国税局・税務署の実情に即した調査及び指導等に有効なものを中心に重点的に行うこととし、平成29事務年度における法定外資料の収集枚数は、1億4,775万枚(対前事務年度比97.4%)となっている。(3) 資料情報の入力及び分類・送交付 資料情報の入力及び分類・送交付事務については、全国13か所の資料センターにおいて、集中的に処理を行い、効率的な実施に努めた。平成29事務年度は、これらの資料センターにおいて2,967万枚(対前事務年度比101.5%)の資料情報を処理した。(4) 資料情報事務の機械化 資料情報の名寄せをシステムで行い、資料情報の的確な管理及び多角的な活用を図っている。平成29事務年度においても、資料情報のe-Tax及び光ディスク等の電子データによる提出・収集を更に推進するなど、システムを活用した資料情報事務の円滑な運用に努めた。」とある。資料情報の機械化が進んでいることを窺わせるものである。

調査及び指導については、所得税では、調査等の体制(15頁)で、「添付書類が未提出の者や、比較的容易に非違事項の是正等ができる者に対して行う簡易な接触については、来署を求め実施するなど、効率的な運営に努めた。」とあり、調査件数(15頁)は、「調査等の件数は、62万2,637件である。このうち実地調査を行ったものは7万2,953件であり、簡易な接触を行ったものは54万9,684件である。」とされている。

社会福祉法人等、納税義務が無い法人の関与先があり、源泉実施調査(20頁)については以前より関心を持っていたが、「ロ 源泉実地調査 法人税等の納税義務がないため同時調査の対象とならない法人等に対して、源泉所得税の観点から調査を実施する源泉実地調査は、源泉国際課税など真に源泉所得税固有の問題を解明する必要があると認められる者を調査対象者として厳選し、深度ある調査の実施に努めた。(2) 調査の状況 イ 調査件数 平成29事務年度に調査を行った件数は、11万6千件である。」とある。他方、法人税の関連(24頁)についてであるが、「ロ 中小法人 中小法人を所管する税務署の運営に当たっては、的確な納税者管理に基づき、大口・悪質重点の調査を基本としつつ、効率的な調査・接触を適切に組み合わせるなど、効果的・効率的な事務運営を推進し、総体としての適正申告の確保を図ることとしている。特に調査の実施に当たっては、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人に重点を置いて深度ある調査を実施するとともに、法人の申告状況、資料情報等に照らし、幅広い観点から調

査が必要と認められる者に対して的確な調査を実施していくこととしている。このような方針の下で平成29事務年度においては、一層効果的な事務運営に努めるとともに、特に、次のとおり重点課題に取り組んだ。(イ) 消費税調査の充実等 消費税については、事案が複雑・巧妙化している現状を踏まえ、不正還付を含む不正計算や消費税固有の非違の把握により一層配意した選定・調査を実施した。特に、還付申告については、不正還付を未然に防止するため、還付原因の確認が必要な場合には、確実に還付処理を保留するとともに、必要に応じて書面照会、実地調査等による接触を実施した。(ロ) 海外取引法人等に対する調査の充実 中小法人の中でも海外取引を行う法人や、海外に子会社や支店などを有する法人が増加傾向にあるため、これらの法人の実態を的確に把握するとともに、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、深度ある調査を実施した。」とある。

納税者サービスの一環として行われている「苦情(61頁)」に関する処理は、「税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保するためには、納税者から寄せられた苦情及び困りごとに対して適切に対応することが不可欠であるとの認識の下、納税者の視点に立って、迅速かつ的確な対応に努めている。寄せられた苦情については関係部署と協議し、納税者サービスの向上等につなげている。また、申出がなされた日から原則として3日以内に処理するよう努めており、平成29年度における苦情の3日以内の処理件数割合はおよそ94.0%となっている。なお、この苦情処理を専担する納税者支援調整官が平成13年7月に設置され、平成29年7月現在では、各国税局・沖縄国税事務所のほか、主要税務署(46署)に派遣配置されており、税務一般に関する納税者からの苦情に関する事務のうち、当該納税者が適正かつ円滑に納税義務を履行するために必要な助言及び教示並びに調整に関する事務を行っている。」としている。この納税者支援調整官の存在は税理士なら知っているところであるが、「納税者支援調整官の派遣先税務署の状況(145頁)」を見ると、国税局単位では、全く存在しない局として「札幌、福岡、沖縄」があり、ぜひとも、全局に派遣されることが望ましく、また、税務署数も大幅に拡大されることを望むものである。

事務年報を読んでいて、興味深い統計等が多くあり、なかにはこれまでの知識不足を悔いているものもある。第3部「税務行政の組織等」の第1章第2節「任用及び採用試験(87~88頁)」の中に「国税庁経験者採用試験(国税調査官級)」があり、「職員の年齢構成の変化への対応策の一つとして、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者を対象にした平成29年度国税庁経験者採用試験(国税調査官級)を実施した。国税庁経験者採用試験(国税調査官級)は、第1次試験が平成29年10月1日に、第2次試験が平成29年11月3日、4日、5日、11日又は12日のうち指定する日に、第3次試験が平成29年12月2日又は3日で指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者の中から平成30年4月1日付で200人(内女性31人)を採用した。」との記載を見つけた。

紙幅の関係もあり、最後にひとつ、紹介したい。それは、相続税の課税状況の統計数値である(125頁)。平成26年分の相続人の数156,000人、課税価格114,766億円、納付税額13,908億円に比べ平成27年分の相続人の数272,902人、課税価格145,554億円、納付税額18,116億円となっており、税制改正(相続税基礎控除の引き下げ等:平成27年1月1日以降に発生する相続税の基礎控除額が、改正前と比べて40%下がった)による影響が大であることをくみ取ることができる。ただし、この統計は、各年分とも、その年中の相続税でその年の翌年10月までに提出された相続税額(差引税額)のある申告書(修正申告を除く。)に係る計数を示している。

《 参 考 》

○平成29年度:事務年報(国税庁)

<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/jimunenpo/67/index.htm>

○税務行政の将来像(国税庁)

<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2017/syouraizou/index.htm>

○納税者支援調整官を設置している国税局・税務署のご案内

<https://www.nta.go.jp/about/introduction/shokai/kiko/nozeishashien/index.htm>

○国税庁経験者採用試験

<https://www.nta.go.jp/about/recruitment/keikensha/index.htm>

以上